

## 総会から常任委員会への委任事項

第77回国民体育大会栃木県準備委員会会則第11条第4項第5号の規定に基づく常任委員会への委任事項は、次のとおりとする。

- 1 大会開催に関する方針及び基本計画に関すること
- 2 会場地市町村及び競技施設の選定に関すること
- 3 県と会場地市町村の業務分担及び経費負担区分に関すること
- 4 競技施設及び用具等の整備計画に関すること
- 5 競技の企画及び運営に関すること
- 6 競技役員等の養成及び編成に関すること
- 7 広報及び県民運動に関すること
- 8 宿泊及び衛生に関すること
- 9 輸送及び交通に関すること
- 10 警備、消防防災及び医療救護に関すること
- 11 式典の企画及び運営に関すること
- 12 その他開催準備に関すること